

令和7年第11回 委員会議題

令和7年5月20日

1 議案

議案第39号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第40号 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

議案第41号 在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

議案第42号 選挙人名簿の登録を行う日について

福岡市西区選挙管理委員会

議案第 39 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 5 月 20 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 4 6 7 人 |
| | 内訳 死亡者 | 1 6 5 人 |
| | 市外転出者 | 3 0 2 人 |
| | 誤載者 | 0 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 7 年 5 月 20 日 |

(根拠)

公職選挙法第 28 条の規定による。(赤②)

(参 考)

1 死亡者

令和7年4月1日から令和7年4月30日までに市長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和6年12月1日から令和6年12月31日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

区 分	男	女	計
死 亡 者	7 5	9 0	1 6 5
転 出 者	1 6 9	1 3 3	3 0 2
誤 載 者	0	0	0
計	2 4 4	2 2 3	4 6 7

議案第 40 号

選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び同法第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間の選挙人名簿抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和 7 年 5 月 20 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

閲覧状況の一覧表は別紙①のとおり

(根拠)

公職選挙法第 28 条の 4 第 7 項及び同法施行規則第 3 条の 4 の規定による。

(緑③・⑤)

議案第 41 号

在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、公職選挙法第 30 条の 12 の規定により準用する同法第 28 条の 2 第 1 項及び第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る在外選挙人名簿抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する。

令和 7 年 5 月 20 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

（根拠）

公職選挙法第 30 条の 12 の規定により準用する同法第 28 条の 4 第 7 項及び同法施行規則第 3 条の 4 の規定による。（緑③・④・⑤）

議案第42号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和7年6月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和7年5月20日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

登録を行う日

令和7年6月2日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。(赤①)
- ・ 告示 公職選挙法施行令第14条第1項の規定による。

公職選挙法施行令第14条第1項

市町村の選挙管理委員会は、法第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日にした場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。